

東京電力福島第一原発事故の避難者らによる前橋地裁の集団訴訟を指揮した原道子裁判長(59)は、審理を先送りせず結審することに強い意欲を示し、各地の同種訴訟で最も早く判決を言い渡した。原告側からは避難者に寄り添う姿勢があるとの声が上がっていた。

神奈川県出身で、名古屋地裁判事、東京地裁判事などを経て2013年4月、前橋地裁に着任。

14年、群馬県桐生市で10年に自殺した小学6年女児の両親が、いじめと校長らの不適

## 前橋地裁・原裁判長 避難者寄り添う



切な対応が原因として市と真に損害賠償を求めた訴訟の判決で賠償を命令。いじめと自殺の因果関係を認めて校長らの責任を指摘し、自殺後の市の調査にも問題があったと批判した。

今回の訴訟では現地の検証も実施し、他の裁判官2人と福島県内の原告宅を訪れた。

昨年6月24日の口頭弁論で、主張が足りないとして国側がさらなる審理を訴えたのに対し「天変地異がない限り10月31日に結審する」と断言していた。

# 給気口の浸水が原因

## 「経済的合理性優先」糾弾

前橋地裁判決は福島第一原発事故の原因について、タービン建屋に給気口から津波が入り、非常用配電盤の浸水により核燃料の冷却機能が失われたためだと

と指摘した。給気口をかき上げなど容易な対策を惜しまなければ事故は防げたと断定し、対策を怠った東電を「経済的合理性を安全に優先させた」と糾弾した。

判決は第一原発の主要な建屋に津波による大きな損傷は見当たらず、水の浸入を防ぐ建屋内の扉が津波で損傷した証拠はないと指摘した。建屋の給気口から津波が浸入しなかったら、6号機では配電盤は浸水を免れており、給気口からの浸水が冷却機能喪失の原因だと判断した。

その上で①給気口をかき

上げする②非常用配電盤や非常用ディーゼル発電機を建屋の上階に移す③配電盤や発電機を建屋西側の高台に設置する―のいずれかの対策が取られていれば、核燃料の冷却を継続でき、事故は起きなかったとした。

こうした対策は「期間や費用の点からも容易だった」と分析。高台に非常用配電盤や電源車を設置するのに必要な期間は約1年、その他の対策は長くて2年半程度だとし、東電が巨大津波を具体的に予見できたとされる2008年5月時点であっても、早急に対策に着手すれば、事故は回避できたと強調した。